

南相馬市広告掲載基準

第1 目的

この基準は、南相馬市広告掲載実施要綱（平成20年告示第24号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載のできる範囲は、この基準に基づき判断を行うものとする。

第2 基本的事項

広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、信用性と信頼性を有するものでなければならない。

第3 広告媒体ごとの基準

この基準に規定するもののほか、掲載枠数、掲載期間、広告内容、デザイン等に関する事項は、広告募集ごとに仕様書において定めるものとする。

第4 掲載基準

次のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載することができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合は、広告の掲載を中止することができる。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 他の者を誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現、偏見及び不必要な区別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- エ 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスの提供に係るもの
- オ 法令等に基づく許可等を受けなければならないにもかかわらず許可等を受けていない商品又はサービスの提供に係るもの
- カ 粗悪品等の広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- キ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

- ク 公の選挙及び投票の事前運動に該当するもの
 - ケ 政治団体による政治活動を目的とするもの
 - コ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの
 - サ 広告媒体の性質等により広告掲載することが適当でないと認められるもの
 - シ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - ス 都市景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - セ 個人又は団体の意見広告に係るもの
 - ソ 世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
 - タ 個人又は法人の名刺広告に係るもの
- (2) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 射幸心をあおる表示又は表現のもの
 - イ 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告掲載者又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしていないのににもかかわらず、しているかのような表現のもの
 - ウ 人材募集広告において労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
 - エ 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現のもの
 - オ マルチ商法などの悪質商法とみなされるもの
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法に係るもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
 - イ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
 - エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
 - オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - カ 公営を除くギャンブルを肯定するもの

- キ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 都市景観を損なうおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
 - イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
 - ウ 景観と著しく違和感があるもの
 - エ 身体の胸及びお尻など一部を強調するようなもの
 - オ 著しくデザイン性が劣るもの
 - カ 地域でのルール及び習慣によって形成されてきた景観及び文化にそぐわないもの
- (5) 交通の安全を阻害するものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 過度に鮮やかな模様、色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの
 - ウ 発光、蛍光及び反射効果を有する材料が使用されているもの
 - エ 広告デザイン構成がストーリー性のあるコマ漫画や画像表示のもの
 - オ 公用車の後部に広告掲載した場合にテールランプの色と紛らわしいもの
 - カ 地色が信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれがないもの
 - キ 絵柄や文字が過密であるもの
 - ク 文字表記に横書きと縦書きが混在するもの

第5 法規制

広告掲載に関し、広告主は次の各号に掲げるもののほか、関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 消費者基本法（昭和43年法律第78号）
- (2) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (5) 商標法（昭和34年法律第127号）

第6 広告審査の考え方

広告の内容等の審査をする場合は、本基準の文言のみに基づき

一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

第7 審査基準

要綱第20条の規定による広告掲載の審査を行うときは、第4及び別表に定める事項に留意して審査を行うものとし、別表に定めがない業種等については、本基準に準じて審査を行うものとする。

第8 掲載基準の適用

第4に規定する掲載基準の適用については、広告媒体ごとに具体的な内容を判断し、その上で修正・削除が必要な場合は、広告主にこれを依頼できるものとする。この場合において、広告主は正当な理由がない限り、修正・削除に応じなければならない。

第9 ホームページに関する基準

市のホームページに掲載する広告に関しては、ホームページに掲載する広告のほか、当該広告のリンク先のホームページの内容についても第6及び第7の規定を適用する。

附 則

この基準は、平成21年11月5日から施行する。

別表（第7関係）

広告掲載審査基準

業種等	広告掲載審査項目
人材募集広告	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春の勧誘やあっ旋の疑いのあるもの</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としているもの</p>
各種教室等	<p>(1) 単に、安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表現があるもの</p>
学習塾・予備校等（専門学校を含む）	<p>(1) 合格率など実績を載せる場合に、事実や客観的な根拠に基づかないもの及び実績年の表示がされていないもの</p> <p>(2) 他の通信教育、講習会、塾又は学校に類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なもの</p>
外国の大学の日本校等	<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではない場合は、その旨を明確に表示していないもの</p>
資格講座等	<p>(1) 国家試験等による資格であるにもかかわらず、講座を受講するだけで、資格取得が可能であるかのような紛らわしい表現をしているもの</p> <p>(2) 受講費用等がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示をしているもの</p> <p>(3) 資格講座等の募集に見せかけて、商品及び材料の売付けや資金集めを目的としているもの</p>
病院、診療所、助産所	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7並びに関連法令及び厚生労働省の告示及び同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制その他関係法令等に反しているもの</p>
施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条に定められた規定により広告できる事項</p>

<p>整復)</p>	<p>以外のもの</p> <p>(2) 法定の施術所以外の無届医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック等）のもの</p>
<p>薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等</p>	<p>(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びにその他関係法令等に反しているもの</p> <p>(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号が記載されていないもの</p>
<p>健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p>	<p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びにその他関係法令等に反しているもの</p> <p>(2) 健康食品の効能・効果について、医薬品と誤認されるよう表示しているもの</p> <p>(3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が法令等により認められている表示事項の範囲を超えているもの</p> <p>(4) 法令等により定められている表示すべき事項が記載されていないもの</p>
<p>介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別せずに、誤解を招くような表現にしているもの</p> <p>(2) サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示がされているもの</p> <p>(3) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守せずに、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項のすべてが表示されていないもの</p> <p>(4) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しているもの</p> <p>(5) 介護保険法第98条の規定により広告できる事</p>

	<p>項以外のものが表示されているもの</p> <p>(6) その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示があるもの</p>
墓地等	<p>(1) 墓地・埋葬に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づき都道府県知事の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名が明記されていないもの</p>
不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、免許証番号が明記されていないもの</p> <p>(2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積（地積・床面積）、建築年月日、構造、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記しないなど、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従っていないもの</p>
弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等	<p>(1) 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容のもの</p>
旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記していないもの（ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。）</p> <p>(2) その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しているもの</p>
通信販売業	<p>(1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から第11条の規定に反しているもの</p>

<p>雑誌・週刊誌等</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適正な品位を保っていないもの (2) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）及び不快感を与えるもの (3) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを侵害するような表現があるもの (4) タレントなど有名人の個人的行動に関して、プライバシーを尊重し節度を持った配慮がされていない表現があるもの (5) 犯罪事実の報道の見出しに残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを用い、大衆に不快の念を与えるもの (6) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した報道の広告について、氏名及び写真が表示されているもの (7) 公序良俗に反する表現のもの
<p>映画・興業等</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような記載のあるもの (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなもの (3) いたずらに好奇心に訴えるもの (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等を使用しているもの (5) ショッキングなデザインを使用しているもの (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるもの (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容が表示されていないもの
<p>結婚相談所・交際紹介業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 掲載内容において、名称、所在地及び一般的な事業案内等が表示されていないもの (2) 公的機関に認められた個人情報保護体制を整えていること（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）を確認

	し、これが表示されていないもの
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1) 掲載内容において、名称、所在地及び一般的な事業案内等が表示されていないもの</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）がされているもの</p>
質屋・チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示をしたもの</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示をしたもの</p>
たばこ、アルコール飲料	<p>(1) 満20歳未満の者の喫煙・飲酒禁止の文言を明確に表示していないもの</p> <p>(2) 喫煙による健康への影響の文言を明確に表示していないもの</p> <p>(3) 飲酒運転を誘発するような表現があるもの</p>
金融商品	<p>(1) 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であることを明記していないもの</p> <p>(2) 事業者の名称や登録番号、業界団体会員であることが明記されていないもの</p> <p>(3) 将来の利益が確実・保証されているような表現がされているもの。また、利益については記載する場合は必ず予測に基づくものであることを明記していないもの</p> <p>(4) 元本保証及び利益保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示していないもの</p> <p>(5) 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るもの</p>
割引価格の表示	(1) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示していないもの
参加・体験の募集に関する広告	(1) 参加等に必要な費用、その他参加等に関し必要な内容を明示していないもの

責任の所在、内容及び目的が不明確な広告	(1) 広告主の法人格、法人名、所在地、連絡先及び連絡先の固定電話番号（携帯電話、PHSのみは認めない。）を明示していないもの。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするための代表者名を明記していないもの
肖像権・著作権及び商標	(1) 無断使用がないか確認できないもの
宝石の販売	(1) メーカー希望価格を値引きした表現をしているもの
個人輸入代行業等の個人営業	(1) 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認できないもの

備 考	(1) 各業種や商品・サービス等について不明な点がある場合は、広告掲載希望者に確認をすること。 (2) 関連法令等に抵触するおそれがあるものは、関連法令所管行政庁に相談すること。
-----	--